

急増！海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル

－「新型コロナウイルスの影響で収入が減っている」という電話に注意！－



海産物の電話勧誘販売・送り付けに関する相談件数



【相談事例】

- ・「新型コロナウイルスの影響で商品が売れず、支援してほしい」と電話で言われて海産物を購入したが、届いた商品は金額に見合わないものだった。
- ・10年ほど前に買ってもらったリストを見て電話していると言われ、「買ってもらわないと困る」と強引に勧誘されて海産物の購入を了承したが断りたい。
- ・高齢の母親が電話で海産物を勧められて断ったが、代引配達で商品が届き、代金を支払って受け取ってしまった。

👉 トラブルに遭わないためのポイント

・ **少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう**

必要以上に情に訴えてくる、話の内容に覚えがない・おかしい点がある、連絡先を教えてくれない、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。

・ **事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます**

特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフを行うことが可能です。

・ **一方的に商品が届いても受け取らない！ 受け取ってしまった場合でも代金を支払う必要はありません**

一方的に商品を送り付けられた場合は、送り主の名称や所在地等事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。万が一、代引配達で代金を支払い商品を受け取ってしまった場合は、事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返金の依頼をしましょう。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時~17時 (土日祝も可)**